

野菜花き産地強化事業実施基準

制定 令和6年4月1日

野菜花き産地強化事業補助金交付要綱（令和6年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 交付決定基準及び採択基準

- (1) 要綱第2に掲げる農業者は販売農家並びに事業実施年度中に就農する認定新規就農者及び認定農業者とする。
また、上記の販売農家とは経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業者とする。
- (2) 事業は単年度事業とし、県計画（和歌山県野菜振興計画、和歌山県花き振興計画等）と整合していること。
- (3) 事業計画において、導入する機械設備の規模や性能については、その事業内容から見て、適切なものであること。また、機械設備の導入は、新設又は機能向上を行う場合に限り補助対象とし、単純更新は補助対象外とする。
- (4) 要綱の別表の下線部の取組、要綱第3(3)に規定する事業及び農地中間管理機構を活用して経営規模を拡大している農業者が行う事業については、優先的に採択する。また、その他の事業の採択については、事業の必要性、受益戸数等を考慮して採択するものとする。
- (5) 機械設備（ハウスを除く。）の整備にあたっては、事業実施地域における普及率及び販売からの経過年数を考慮して採択するものとする。
- (6) 高度化ハウスとは、標準的なハウスの耐風性や耐暑性を高めたハウス、又はダブルアーチハウスであり、以下のこととする。
 - ア 耐風性ハウスとは、柱等に鉄骨を使用した補強型ハウス、25.4mmより太いパイプで建設したハウス、又は使用するパイプ径を25.4mm以上にした上で筋交いを入れたり25.4mmより太いパイプで補強するなど、全体に強化を施したハウスとする。
 - イ 耐暑性ハウスとは、屋根面の全面開放を可能とするフルオープンハウスとする。
 - ウ ダブルアーチハウスとは、耐風性を高めるため、ハウス本体にダブルアーチ構造を有するハウスとする。
 - エ 既存施設の有効利用、事業費の低減等の観点から、耐風性や耐暑性などの向上のために既設のパイプハウスの補強又はフルオープン化を行う整備も本事業の対象とする。
 - オ 整備するハウスについては、1棟につき2a以上とする。
- (7) 要綱第6の2の甚大な気象災害とは、以下のいずれかを満たすものとする。
 - ア 農地・農業用施設災害復旧事業の対象となる以下の災害
 - ① 降雨：最大24時間雨量が80mm以上、または時間雨量が20mm以上
 - ② 暴風：最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上
 - ③ その他：融雪、地震（震度6弱以上）など
 - イ 内閣府が激甚災害を発令した場合
※上記は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第5項及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第3の規定を準用
- (8) 要綱第6の2の補助金交付決定前に別表の整備事業に着手できる期間は、災害発生日から90日以内とする。

2 事業実施に当たっての留意事項

- (1) ハウスの高度化において、自己施工する場合の設計図面等の作成は高度化ハウス建設の実績がある事業者等に依頼するものとする。
- (2) 原則として新品を導入することとする。ただし、中古品であって法定残存耐用年数が2年以上である場合についても補助対象経費とする。また、中古品の補助対象事業費の上限額は新品価格を法定耐用年数で除し、残存耐用年数を乗じた金額とし、故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象外とする。
- (3) 補助対象事業費の支払いについては、原則として金融機関を介した取引により行うこととする。やむを得ない事由によりクレジットカードや電子マネー等により支払い、現金換算することができるポイントが付与された場合、その金額分を補助対象経費から減額する。また、ポイント、金券等の法定通貨以外で支払った経費は補助対象外とする。
- (4) 本事業により借地にハウスを建設する場合は、地主から了承を得るとともに、交付申請時まで、申請者名義で農地の賃借権または使用貸借権を取得していること。
- (5) その他事業実施に当たっての留意事項等は次のとおりとする。

要綱別表に規定する経費、対象区分	補助対象となる経費及び事業実施に当たっての留意事項等									
整備事業	ア 機械設備と一体となった消耗品的資材も補助対象とする。なお、消耗品的資材のみの導入は、原則として補助対象外とする。									
スマート農機等の導入	ア トラクターの動力部等の取組内容以外にも活用できる汎用性の高いものについては対象外とする。 イ 環境負荷低減につながる機械設備は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（以下「みどりの食料システム法」という）第19条に規定される知事の認定を受けた計画に位置づけられた取組に必要な機械設備とする。									
施設園芸のDX等	ア 環境モニタリング装置の補助対象経費は、ハウス内に設置する環境測定装置の整備に係る費用のみとし、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは補助対象外とする。									
ハウスの高度化	ア 高度化ハウスの補助対象経費は、ハウス本体に係る資材費と施工費とする。 イ 高度化ハウスの補助対象事業費の上限額は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="528 1854 1321 2054"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1854 847 1899">高度化ハウスの種類</th> <th data-bbox="852 1854 1321 1899">補助対象事業費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1906 847 1951">耐風性ハウス</td> <td data-bbox="852 1906 1321 1951">1 1 4 万円/a（税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1957 847 2002">耐暑性ハウス</td> <td data-bbox="852 1957 1321 2002">8 2 万円/a（税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 2009 847 2054">ダブルアーチハウス</td> <td data-bbox="852 2009 1321 2054">1 5 1 万円/a（税抜）</td> </tr> </tbody> </table>		高度化ハウスの種類	補助対象事業費の上限額	耐風性ハウス	1 1 4 万円/a（税抜）	耐暑性ハウス	8 2 万円/a（税抜）	ダブルアーチハウス	1 5 1 万円/a（税抜）
高度化ハウスの種類	補助対象事業費の上限額									
耐風性ハウス	1 1 4 万円/a（税抜）									
耐暑性ハウス	8 2 万円/a（税抜）									
ダブルアーチハウス	1 5 1 万円/a（税抜）									

	<p>ウ 育苗施設のうち、1の(6)ア～ウに定める高度化ハウスの条件を満たす育苗施設の場合は、その種類に応じて上記イの各上限額を適用する。</p> <p>エ 既存ハウスの撤去・処分費、農業用水の配管及び受電施設の整備費並びに要綱別表に規定する機械設備以外の附帯設備の整備経費は補助対象外とする。</p> <p>オ 本事業によりハウスを整備する場合は、当該ハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。</p>
<p>推進事業</p>	<p>ア 推進事業における事業実施主体は、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体とする。</p> <p>イ 補助対象となる経費は、事業実施主体が産地として要綱別表に規定する取組を行ううえで必要となる報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、技能認定取得費、その他知事が必要と認める経費とする。</p> <p>ウ 事業実施主体の経常的な運営に関する事務費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等）は、補助対象としない。</p> <p>エ モデル実証園の設置を実施する場合は、県内の農業者等からの視察の依頼を積極的に受け入れること。</p> <p>オ 新戦略商品の開発を実施する場合は、関係者会議（県、市町村、流通、販売関係者等を必要に応じて参集）を開催（必須）すること。会議で事業計画及び対象経費を決定し、進行管理を行うこと。</p> <p>カ 請負防除のためのドローン技能認定取得に取り組む場合は、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は請負防除組織とする。 ・事業実施主体は、運営に関して請負防除に取り組むことが規定されている団体とする。 ・補助対象は、請負防除組織構成員のドローン技能認定取得費とする。 ・事業実施主体は、事業実施年度以降3年間の請負防除計画（別紙第1号様式）を作成し、交付申請時に提出すること。

3 実施状況報告

事業実施主体は、要綱別表に定める請負防除のためのドローン技能認定取得に取り組んだ場合は、事業実施年度以降3年間、別紙第2号様式により、当該年度の実施状況を翌年度の4月末までに報告すること。

附 則

この実施基準は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。